

○上越教育大学教職員のための自主セミナー実施要項

(平成25年3月28日学長裁定)

最終改正 令和5年3月23日

(趣旨)

第1条 この要項は、上越教育大学(以下「本学」という。)が学校教育課題に対応した学校支援事業として、上越地域の教育行政機関と連携して実施する教職員のための自主セミナー(以下「自主セミナー」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 自主セミナーは、本学教員及び上越地域の教職員の人的資源を活用することにより、本学の研究成果を広く地域社会に還元するとともに、学校現場が抱えている教育課題の解決に資することを目的とする。

(受講対象者)

第3条 受講対象者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他学長が認める者

(自主セミナーの開設)

第4条 学長は、年度ごとに本学教員等から自主セミナーのテーマ等を別記様式の教職員のための自主セミナー申込書により募集し、セミナーを開設するものとする。

(時期及び実施場所)

第5条 自主セミナーは、原則として毎週水曜日に行うものとする。

2 自主セミナーは、学校教員養成・研修高度化センターを会場として実施するものとする。ただし、学長が必要があると認めた場合は学外等で実施することができる。

(講習料等)

第6条 自主セミナーに係る費用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 自主セミナーの受講に係る講習料は徴収しない。
- (2) 自主セミナーの実施に係る会場代、資料代、器材代その他の費用は、本学の負担とする。

(実施の中止)

第7条 学長は、自主セミナーの実施を決定した後、天災事変その他の本学の責めに帰することができない事由によって自主セミナーの実施が困難になった時は、その実施を中止することができる。

(損害賠償)

第8条 自主セミナーの実施中における事故により、受講者が負傷するなど損害が生じた場合は、本学の故意又は重大な過失によるものを除いて、本学はその損害を賠償しない。

(事務の処理)

第9条 自主セミナーに係る事務は、研究連携課において処理する。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日）

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日）

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日）

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

教職員のための自主セミナー申込書

年 月 日

所 属 及 び 氏 名	所 属 氏 名
セ ミ ナ ー 名 称	
事 項	①概要，内容 ②受講可能人数 ③使用機器等 ④その他
実 施 日 注：原則，毎週水曜日 18:30～20:00	
備 考	